

議案第86号

西脇市立北はりま農産物直売所の管理に係る指定管理者
の指定について

指定管理者として次の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年
法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日

西脇市長 片山象三

1 指定管理者の名称
株式会社 北はりま旬菜館

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

施設の名称	位置
西脇市立北はりま農産物直売所	西脇市野村町 800番地の1

3 管理を行わせる期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

参考資料（議案第86号関係）

北はりま農産物直売所指定管理者候補者の概要

- 1 団体名 株式会社 北はりま旬菜館
代表取締役 篠田 泰弘
- 2 所在地 西脇市野村町 800番地の1
- 3 設立年月日 平成25年5月1日
- 4 設立目的
北播磨管内の農業活性化及び地域産業としての農業の確立に寄与することを目的とする。
- 5 主な事業活動
 - (1) 地域農業の活性化
 - (2) 北はりま農産物直売所のイベントに関する事業
 - (3) 6次産業化に向けた特産品の開発